

（仮称）新文化ホール整備基本計画（案） 骨子

令和 8 年（2026 年）10 月

旭川市教育委員会

目次

1 基本計画策定の背景	1
(1) 策定の意義・経緯	1
(2) 文化会館及び公会堂の施設概要	2
2 (仮称) 新文化ホールが果たすべき役割	3
(1) 基本構想において定めた理念等	3
(2) 基本計画のポイント	4
(3) 今後の市有施設の方角性	7
3 建設予定地	8
(1) 建設予定地の概要	8
(2) 選定の経緯	9
(3) 敷地のゾーニング想定	10
(4) 敷地内施設・設備の取扱い	10
4 施設機能	12
(1) 基本的な室と機能の構成	12
(2) 動線計画	16
(3) 情報通信環境等への配慮	17
(4) 代表的な室と機能の関係性	17
5 今後の整備計画	20
(1) 整備手法	20
(2) 想定スケジュール	20
(3) 概算整備費	21

1 基本計画策定の背景

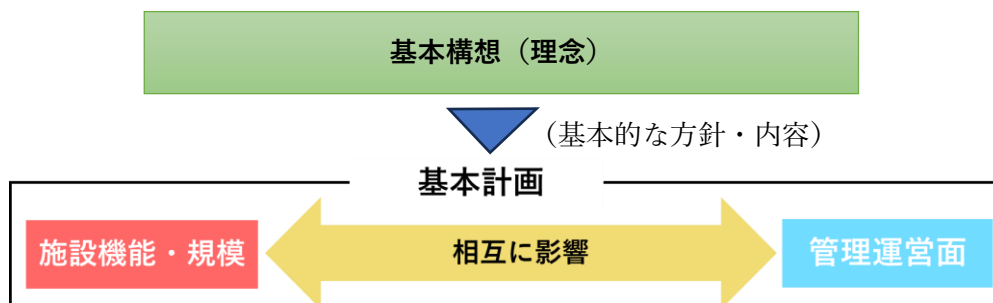
(1) 策定の意義・経緯

旭川市民文化会館（以下、「文化会館」という。）は、昭和 50 年（1975 年）の開館から 50 年以上を経過し、建物や設備の老朽化が進行している現状にあります。また、現在は文化会館の分館と位置付けられている旭川市公会堂（以下、「公会堂」という。）は、昭和 33 年（1958 年）の開館から 65 年以上を経過しており、平成 25 年には耐震化等の大規模改修を行っているものの、建物の躯体の老朽化が進行しており、近い将来、機能を維持できなくなることが想定されます。

こうした状況から、本市の文化ホール機能を将来にわたって維持していくため、令和 4 年度に学識経験者やホール利用団体関係者等で構成する「旭川市民文化会館の在り方検討会」の開催や、文化庁の支援を受け、専門知識を持つ支援員による施設状況の確認を行い、現施設の大規模改修よりも建替えによる整備が望ましいとの結論に達し、「旭川市民文化会館の整備の方向性」として、建替えに向けた検討を進めることとしました。

令和 5 年度には、学識経験者やホール利用団体関係者等で構成する「旭川市民文化会館整備基本構想検討会」を開催し、施設の「基本理念」「基本的な役割」「基本的な施設機能」など、建替えに向けた基本的な考え方を「旭川市民文化会館整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）として整理しました。

令和 6 年度からは、検討状況の周知や市民意見の収集等に努めながら、学識経験者やホール利用団体関係者等で構成する「旭川市民文化会館整備基本計画検討会」（以下、「基本計画検討会」という。）を開催し、基本構想を実現する上で必要となる建物の規模や構成といった具体的要素や、管理運営面についての議論を進めてきたところであり、本基本計画はこうした経緯を踏まえ策定するものです。



(2) 文化会館及び公会堂の施設概要

文化会館

建築面積 (㎡)	6,101.64
延床面積 (㎡)	12,034.94
構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階
しゅん工	昭和 49 年 (1974 年) 12 月 16 日
開館	昭和 50 年 (1975 年) 2 月 2 日
築年数	52 年 (2026 年現在)

公会堂

建築面積 (㎡)	1,449.16
延床面積 (㎡)	2,504.12
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (一部中 3 階) 地下 1 階
しゅん工	昭和 33 年 (1958 年) 10 月 30 日
開館	昭和 33 年 (1958 年) 11 月 3 日
大規模改修	平成 25 年 (2013 年) 4 月 1 日
築年数	68 年 (2026 年現在) ※ 大規模改修から 13 年

室名	面積 (㎡)	収容人数 (人)
大ホール	2,059.36	1,546
第 1 楽屋	65.37	20
第 2 楽屋	30.97	4
第 3 楽屋	30.23	10
第 4 楽屋	44.72	10
小ホール	459.98	318
第 5 楽屋	35.61	10
第 6 楽屋	15.69	5
第 7 楽屋	63.91	20
展示室	598.47	—
大会議室	282.04	198
第 1 会議室	34.25	18
第 2 会議室	128.78	80
第 3 会議室	65.37	30
第 4 会議室	72.61	10
第 5 会議室	65.37	30
リハーサル室	135.16	—
和室	56.97	40
和室(舞台)	39.74	—

(※1)

室名	面積 (㎡)	収容人数 (人)
ホール	880.0	717
楽屋 1	42.4	12
楽屋 2	55.2	24
多目的室 1	100.2	60
多目的室 2	28.2	12

(※2)

※2 車椅子席：5 席

※1 車椅子席：2 席

2 (仮称)新文化ホールが果たすべき役割

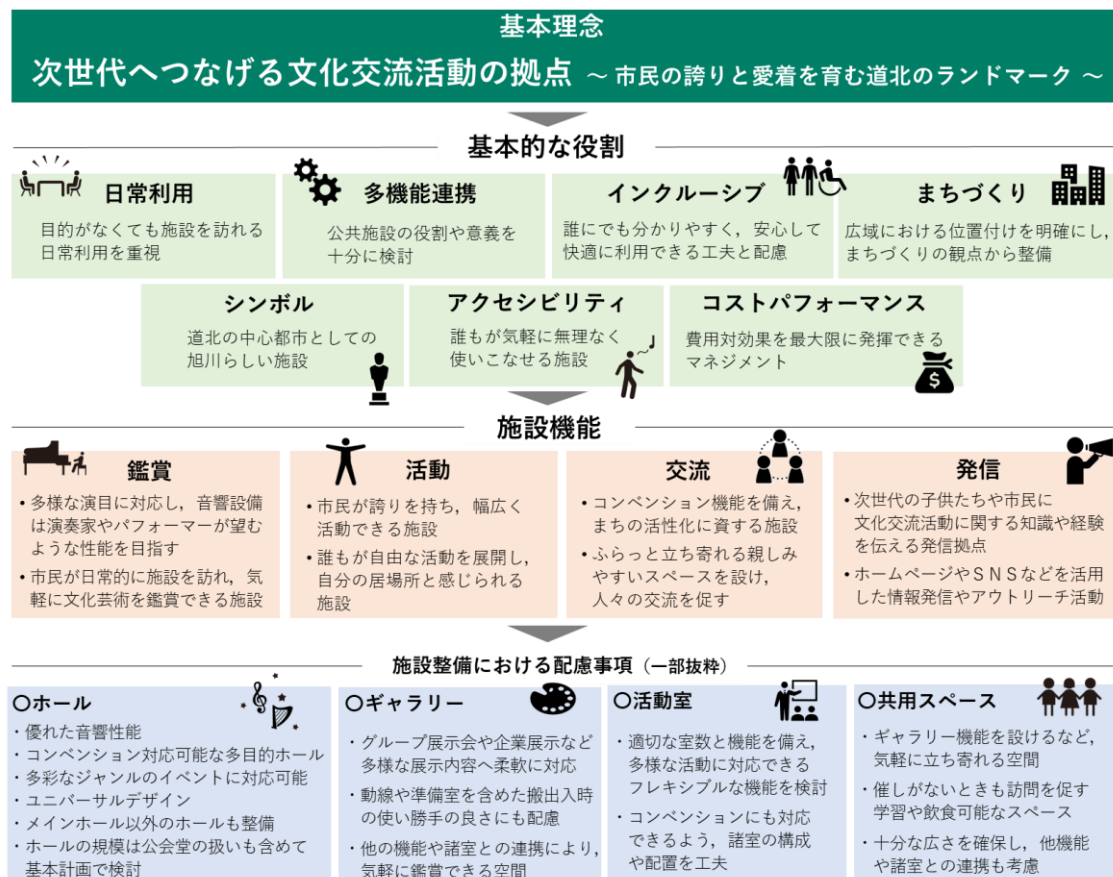
(1) 基本構想において定めた理念等

基本構想では、新施設が実現すべき要素を「基本理念」「基本的な役割」「基本的な施設機能」として、階層式に表現しています。

最上位に位置する「基本理念」は「次世代へつなげる文化交流活動の拠点～市民の誇りと愛着を育む道北のランドマーク～」としており、市民一人ひとりが自らの可能性を大切にしながら文化交流活動を実践し、旭川市はもとより、道北地域の文化交流やまちづくりの重要な拠点として機能し貢献することを目指すことを掲げています。

次に、基本理念を実現する上で施設が果たすべき「基本的な役割」として「日常利用」「多機能連携」「インクルーシブ」「まちづくり」「シンボル」「アクセシビリティ」「コストパフォーマンス」の7つを挙げています。

そして、基本的な役割を果たすための「基本的な施設機能」として、「鑑賞」「活動」「交流」「発信」の4つの機能を挙げ、各機能を果たす形で、新施設のホールや諸室、共用部等を整備する旨について整理しています。

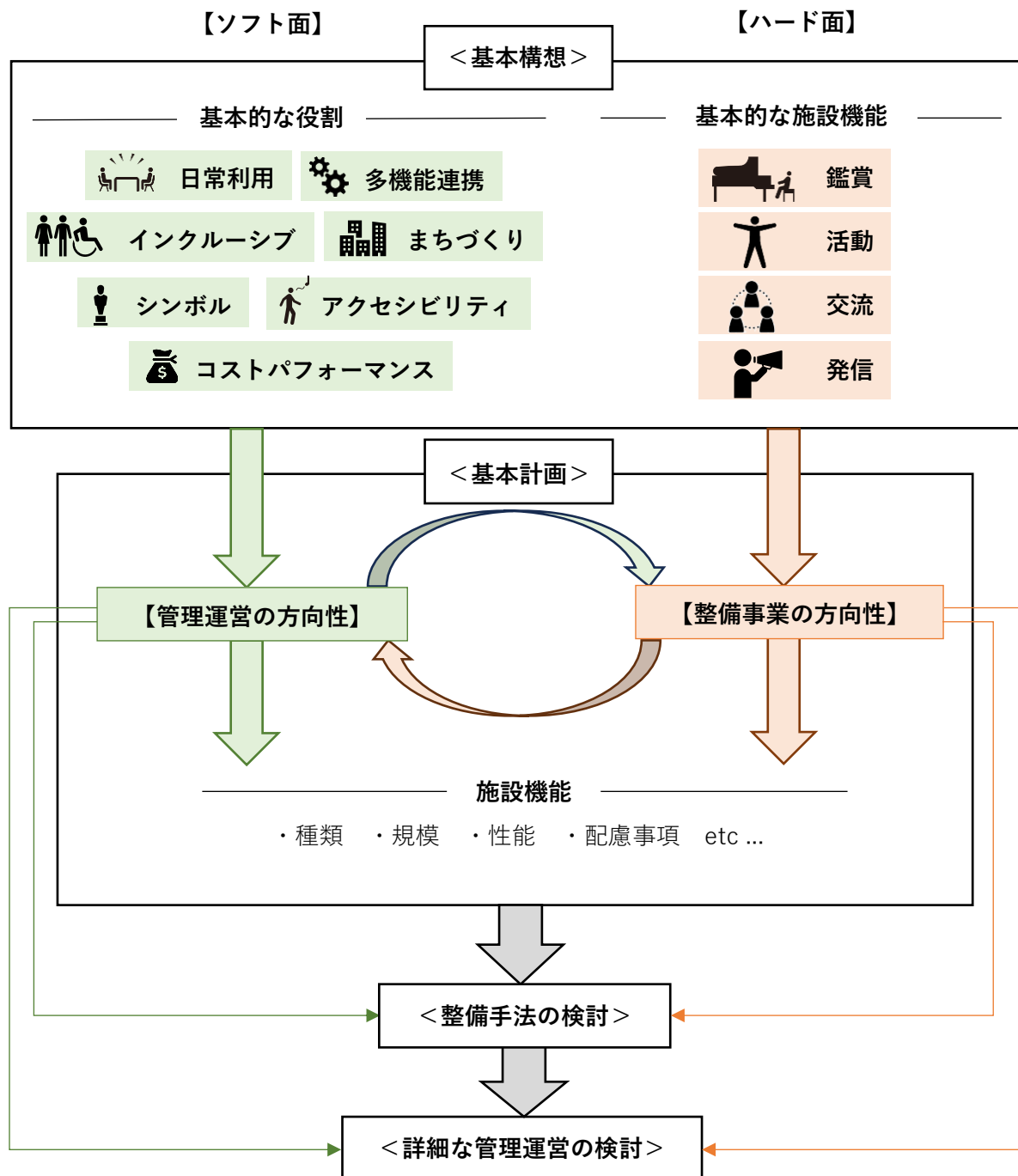


(令和6年3月策定「基本構想(概要版)」より抜粋)

(2) 基本計画のポイント

基本計画検討会では、基本計画の要となる施設の規模や機能の検討に反映させるため、誰もが「利用しやすい」「利用したくなる」施設とするための管理運営面（ソフト面）の考え方・方向性についても議論し、ソフトとハード両面からの検討を行いました。

これらを踏まえ、「管理運営の方向性」と「整備事業の方向性」について、次のとおり整理しました。なお、管理運営に関する詳細は、基本計画策定後、別途検討することとなります。



ア 管理運営の方向性

基本構想において、ハード面とソフト面の両面に跨る形で整理した「基本的な役割」を実現することを想定し、市民の利用希望とそれを踏まえた検討会での議論から、必要と見込まれる管理運営の方向性について整理しました。

この方向性は、施設の機能・規模といったハード面に求められる性能を整理するための基本的な考え方であるとともに、基本計画の策定後、施設の整備手法や管理運営面の詳細について検討する際においても、その基本的な考え方とすることを想定します。

④基本構想の記載（一部要約）	⑤検討会での意見の整理	⑥管理運営の方向性
基本的な役割	管理運営の方向性に関する キーポイント	
● コストパフォーマンス ・ イニシャルコストとランニングコストの適正化 ・ 費用対効果を最大限に発揮できるマネジメント ・ 単に効率を重視するだけでなく、持続的なサービスの質の向上を目指す	施設運営を持続していくために必要な「コストパフォーマンス」	①道北の文化芸術の拠点として市民や興行主等が自ら催しを開催したくなる仕組みづくり ②時代のニーズに柔軟かつ速やかに対応可能な管理運営体制の構築 ③サービスの質の向上と適切な採算管理の両立による持続可能な施設運営
● 日常利用 ・ 文化芸術の敷居を低くし、市民が親しみを持って利用できる施設を目指す ・ 利用が特定の集団等に限定されないことのない施設 ● インクルーシブ ・ 誰にとっても分かりやすく、負担が少なく、安心して快適に利用できる工夫と配慮	積極的に利用したくなるような運営上の仕組み	
● 多機能連携 ・ これからの公共施設が果たすべき役割や意義を十分に検討しながら、地域の持続的な発展を支える施設を目指す	商業活動なども含めた幅広い利用と交流	
● アクセシビリティ ・ 市民に十分な活動機会を提供 ・ 適切な方法で情報を発信し、誰もが気軽に無理なく使いこなせる施設を目指す ● シンボル ・ 様々な市民活動を演出し、市民の出会いや交流の場として、愛着のある施設を目指す	文化芸術情報のハブとしての機能	
● まちづくり ・ 広域における位置付けを明確に ・ 市民の参加と市民との協働の取組を推進 ・ 市民が主体的に活躍できる施設を目指す	将来の活動ニーズにも応えられる管理運営能力	

イ 整備事業の方向性

基本構想において、「基本的な役割」を実現するために必要となるハード面の機能として整理した「施設機能」に基づき、市民の利用希望とそれを踏まえた検討会での議論から、施設整備に関する方向性について整理しました。

この方向性に基づき、「4 施設機能」において、施設機能の種類や規模、求められる性能といった事項について整理します。

①基本構想の記載（一部要約）		②検討会での意見の整理	③整備事業の方向性
施設機能		事業の方向性のキーポイント	
鑑賞	著名なアーティストの公演から文化団体の発表まで、様々な催しを柔軟に受入	「集客のしやすさ」と「収支の成立」のバランスが取れた大ホール規模 需要に応じた施設機能	①多くの市民が鑑賞を通して感動や興奮を得、文化の醸成やまちの活性化に寄与する事業
	市民が日常的に施設を訪れ、気軽に文化芸術を鑑賞できる施設	性質の異なる催しや機能が共存可能な配置・動線	
活動	創作意欲をかき立て、市民の主體的な活動を後押しする場所と設備	施設の中核を成す「発表の場」の規模の選択肢	②市民の活動を応援し、成長の場を提供する事業
	誰もが思い思いに自由な活動を展開し、自分の居場所と感じられる施設	多様な規模・種類の活動への対応	
交流	従来の文化芸術の枠にとらわれず、文化を広く捉える意識を醸成し、交流人口の増加やまちの活性化に資する施設	コンベンションを含む幅広い交流活動	③幅広い属性の人が訪れ、交流を通してまちと文化を活性化させる事業
	誰もがふらっと立ち寄れる親しみやすいスペースを設け、人々の交流を促す	様々な属性の人が同居し、交流できる空間づくり	
発信	文化交流活動に関する知識や経験を伝えるための発信拠点	情報の集約と拡散、相談の窓口	④新たな世代、施設を利用したことがない人が施設を訪れるきっかけとなるような事業
	利用機会の少ない市民に向けたアウトリーチにより、誰もが文化芸術に参加でき、新たな発見や出会いが生まれやすくなることを目指す	利用機会が少ない人へ向けた発信	

(3) 今後の市有施設の方向性

ア 本市公共施設の施設保有量最適化に向けた取組

本市では、今後の人口動向や市民ニーズに応じた公共建築物の最適な配置、施設の長寿命化、維持管理の適正化などを進めることで、市民が安心して利用できる公共施設を将来にわたり持続的に提供していくことや公共施設等の更新などに係る財政負担の軽減・平準化を図ることを目的に、「旭川市公共施設等総合管理計画」(以下、「管理計画」という。)を策定し、施設保有量の最適化に取り組んでいます。

この管理計画では、令和 21 年度(2039 年度)までに公共建築物の保有延床面積を約 10 万㎡(約 8%)削減することを目標に掲げています。

イ ホール機能の集約化

先述のとおり、文化会館は昭和 50 年(1975 年)の開館から 50 年以上を、現在は文化会館の分館と位置付けられている公会堂は昭和 33 年(1958 年)の開館から 65 年以上を経過しており、共に建物の躯体や設備などが老朽化している状況です。

この 2 施設については管理計画上、「市民文化系施設」のうち「文化施設」として分類されており、このうち公会堂については、施設保有量の最適化についての具体的な取組内容を整理した「管理計画第 1 期アクションプログラム施設再編計画」において、「文化会館との機能集約を検討」することとされております。

また、これまでの市民意見や基本計画検討会での議論などからも、施設や設備の老朽化や利用状況、将来的な費用負担などの面から、文化会館の建替えに合わせて機能継承させていくことについても意見が出ていたところです。

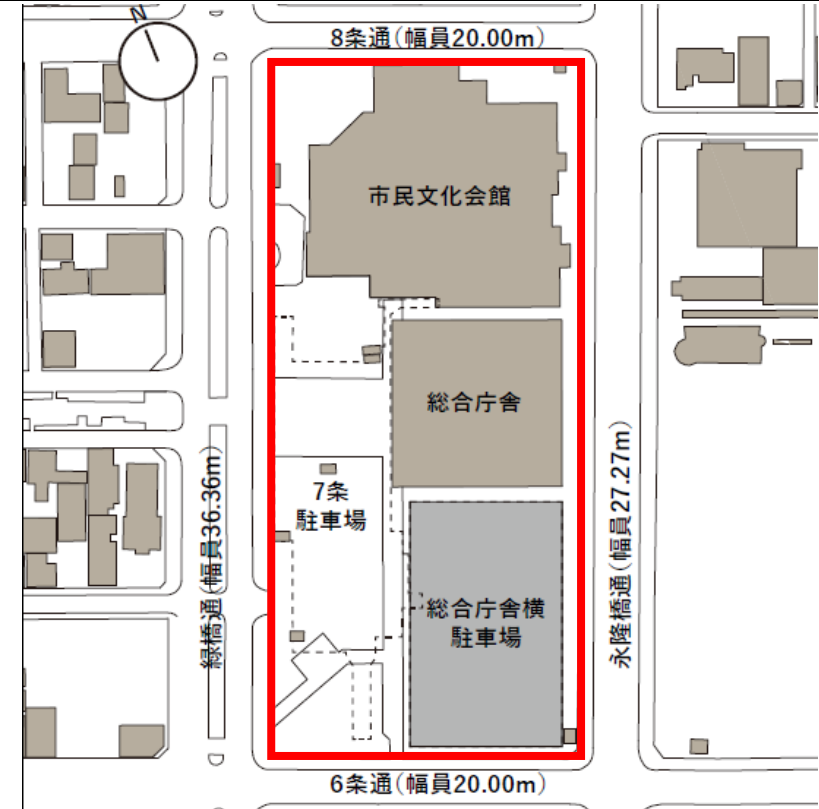
これらのことから、市民が安心して文化芸術活動に取り組めるよう、文化会館の建替えにあたっては、公会堂の機能の継承・集約化を進めていくほか、管理計画で示されている将来的な市有施設の方向性を踏まえ、様々な利用内容や規模などのニーズへの対応が可能な諸室機能等の整備を目指します。

3 建設予定地

(1) 建設予定地の概要

(仮称)新文化ホール整備の建設予定地は、旧・旭川市役所総合庁舎跡地、現在は総合庁舎横駐車場等として使用している敷地を使用します。

<敷地概要>

位置図	
所在地	6～8条通9丁目
敷地面積	26,771 m ²
用途地域	商業地域
防火指定	防火地域
容積率	400%
建ぺい率	80% (防火地域であるため、耐火建築物の場合は100%まで建設可能)
接道状況	東側：幅員 27.27m (永隆橋通) 西側：幅員 36.36m (緑橋通) 南側：幅員 20.00m (6条通) 北側：幅員 20.00m (8条通)
電波法(伝搬障害防止区域)	伝搬障害防止区域(敷地の一部)
ハザードマップ(浸水想定区域)	非浸水域

（２）選定の経緯

本市では、よりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため、「旭川市立地適正化計画」を策定しています。

当該計画において「コンベンション施設・大規模ホール施設」は「誘導施設」と位置付けられ、「都市機能誘導区域」（中心市街地）に設置することとしていることから、当該区域内において、以下の条件を満たす敷地として、7つの建設候補地を選定、基本計画検討会の第1・2回会議において、設定した評価基準のもと各敷地を比較・検討し、建設予定地を選定しました。

<都市機能誘導区域（中心市街地）及び建設候補地>



<選定条件>

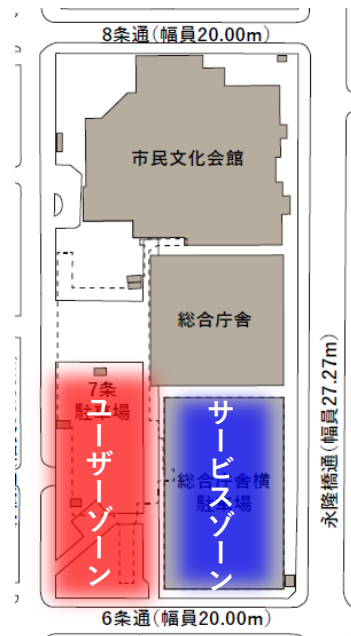
【対象】	① 民有地：建物が建っていない敷地 ② 市が管理する敷地：建物が建っていない敷地又は現在使用していない建物が建っている敷地
【条件】	最低限必要となる「幅 約 55m × 奥行 約 60m」の施設を施工する上で十分な敷地を有する敷地

<評価基準>

①安全性 ②動線 ③公共交通 ④駐車場 ⑤周辺環境 ⑥当該地利用の影響

(3) 敷地のゾーニング想定

建設予定地の西側には買物公園通が所在しており、旭川市役所総合庁舎（以下、「総合庁舎」という。）もメインエントランスを西側に設定していることや、来館者の動線や搬出入車両の出入りの安全面等を考慮し、（仮称）新文化ホールは、原則として敷地の西側をユーザーゾーン（一般の来館者が入りし、滞在する空間）、東側をサービスゾーン（出演者や搬出入等のための空間）として想定します。



(4) 敷地内施設・設備の取扱い

ア 総合庁舎

総合庁舎は、令和5年（2023年）11月6日に開庁しました。庁舎としての機能に加えて、1・2階には飲食機能やコンビニエンスストア、9階には展望ロビー機能を備え、それぞれ閉庁時間にも市民が滞在可能な机・椅子等が配置されており、市の事業で展示や活動等が行われることもあります。

（仮称）新文化ホールの整備にあつては、隣接する建物となることから、総合庁舎への動線を引き続き確保するだけでなく、互いに施設を訪れる人が行き交いやすい配置・動線の構築や、後述する車寄せ・身障者用駐車場の確保等に留意します。

イ 総合庁舎横駐車場、駐輪場

旧総合庁舎の跡地には、現在、市役所来庁者用の駐車場と駐輪場が配置されていますが、後述する（仮称）新文化ホールの想定面積や施設機能等から、これらの設備は撤去が必要となる見込みとなります。なお、当該設備は整備時点において（仮称）新文化ホール整備に係る建設予定地となることを見込まれていたことから、その点を想定した形で整備されています。

撤去により、市役所来庁者用の駐車場・駐輪場が不足することが見込まれることから、旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び旭川市駐輪場の設置等に関する条例に基づき、（仮称）新文化ホール来館者用の駐車場・駐輪場と合わせて、別途近隣に整備する必要があります。

ウ 総合庁舎用車寄せ、身障者用駐車場

イと同じく、旧総合庁舎跡地に所在する設備等であり、（仮称）新文化ホールと共用することも想定して建設されています。

仮にこれらを撤去し、当該敷地も使用して（仮称）新文化ホールを建設する場合は、新たに敷地内の別の場所へ設置する必要があります。この場合、（仮称）新文化ホール用と共用する形で整備するかどうかについては、設置場所や外構整備の手法等と合わせて検討します。

エ 7条駐車場

文化会館と同じく、昭和 50 年の営業開始から約 50 年以上を経過し老朽化が進んでいます。

また、近年自動車が大型化していますが、施設が古いため、車高の高い自動車は入庫ができないほか、駐車スペースが狭くバリアフリーへの対応も十分ではないことから、特に高齢者や障がい者の方々にとっては利用に支障を来している状況です。

さらに、近年周辺に民間の駐車場が増加してきており、7 条駐車場の利用台数は減少傾向にあります。第三庁舎の跡地にも駐車場を整備予定であり、7 条駐車場の利用者は、今後も減少していくことが危惧されます。

こうした現状や後述する（仮称）新文化ホールの想定面積や施設機能等を踏まえ、敷地内の地下構造物である 7 条駐車場への影響は避けられないと考えられることから、当該駐車場の解体も含めた検討を進めます。

オ 文化会館

文化会館の老朽化の状況や、管理計画において公共施設保有量の削減に取り組む方針であること等を踏まえ、文化会館は機能移転後に解体撤去し、敷地の有効活用を図ることとします。

4 施設機能

(1) 基本的な室と機能の構成

(仮称)新文化ホールにおいて想定される代表的な室と機能の構成及び規模は、以下のとおりです。なお、想定面積は、必要と見込まれる機能から、先行事例や文化会館の諸室面積等を参考に概算したものであり、今後の細部の検討に応じて適切な規模を調整しますが、「2(3)ア 本市公共施設の施設保有量最適化に向けた取組」で触れた公共建築物の保有延床面積削減に関する市の方向性を踏まえ、延床面積については、文化会館の延床面積(12,034.94 m²)と公会堂の延床面積(2,504.12 m²)の合計(14,539.06 m²)を超えないことを原則とします。

<代表的な室構成と想定される規模>

基本的な機能				代表的な室名	主な諸室	収容人数(人)	想定面積(m ²)
鑑賞	活動	交流	発信				
●	●	●		メインホール	メインホール ホワイエ 楽屋 バックヤード 搬出入口	1,500	5,100
●	●	●		サブホール	サブホール ホワイエ 楽屋 バックヤード	500	1,500
●	●	●		リハーサルホール	リハーサルホール 楽屋 バックヤード	200	500
●	●	●	●	エントランスロビー	エントランスロビー キッズスペース 親子休憩室(授乳室等)	—	1,800
	●	●		会議室	会議室(大・小)	30~200	600
	●		●	ギャラリー(展示室)	ギャラリー(展示室) 展示室倉庫	—	600
	●		●	活動室	和室 音楽室 スタジオ アトリエ	—	500
	●		●	事務室	事務室	—	200
				管理運営面の詳細を踏まえ別途決定する機能	飲食店・売店 調理スペース サポーターズルーム	—	300
				その他	共用廊下 倉庫 機械室等	—	3,400
合計							14,500

● 主要な基本的機能 ● 副次的な基本的機能

ア メインホール 【鑑賞】【活動】【交流】

- ・文化会館の大ホールに相当する機能として、座席数は1,500席程度とします。
- ・道北圏において、1,500席程度のホールを有する施設が文化会館のみであり、吹奏楽や合唱など各種文化系部活動等の地区大会会場となっていること
- ・北海道内における多くの興行事業に際して、1,500席規模が収支成立の要件であること
- ・コンベンション等の開催に際して、宿泊施設や交通機関などの都市規模等を踏まえた適切な施設規模と見込まれること

など、利用団体等からの聞き取り結果及び基本計画検討会での議論を踏まえ、引き続き市民の皆様が様々な文化芸術活動を自ら行い、また鑑賞する場として、そしてコンベンション活動等の経済活動を促進する場としても、その機能を維持・発展していくために必要な規模として設定します。

- 客席は敷地面積を考慮し、また舞台視距離を確保するため、2階層以上の多層式とし、1階層だけで使用することも可能とするなど、様々な規模での利用希望に対応できるよう想定します。
- 文化会館の大ホールと同様、音楽や演劇、ダンスや伝統芸能など、様々な活動で使うことができ、多様な文化芸術を鑑賞することができるよう、多目的ホールとして整備し、特に音楽活動において重視される音響面の性能についても配慮します。
- ホワイエは、ホールの開場待ちや休憩時の滞在に加え、コンベンション等では参加者同士の交流や情報交換の場としても活用できる、柔軟な空間とします。
- 催事がない時間帯には、市民等の滞在や活動の場としての開放も想定し、空間の有効活用を図ります。

イ サブホール 【鑑賞】【活動】【交流】

- 公会堂の機能を継承し、座席数は500席程度とします。公会堂の座席数は717席ですが、利用実態から、来館者数が500人未満の利用が全体の約8割を占めることを踏まえ設定します。
- なお、500人を超える来場者が見込まれる催事の開催にあつては、メインホールの1階席のみの使用などにより対応することを想定します。
- サブホールのホワイエについても、開場待ちや休憩時の滞在に加え、コンベンション等における交流や情報交換、催事がない時間帯の市民利用など、メインホールのホワイエと同様に、多様な活用が可能となるよう計画します。

ウ リハーサルホール 【鑑賞】【活動】【交流】

- 文化会館の小ホール機能と、リハーサル室機能の統合を図り、200人程度を収容可能な平土間¹の空間として、練習や発表など、幅広い活動に使用できるよう整備します。
- リハーサル室としての利用が可能となるよう、大ホール舞台上と同程度の面積を有し、防音機能を持つよう整備します。また、可動式の舞台や客席を備えることで、練習だけでなく本番でも利用可能な室として整備することで、文化会館の小ホールが担ってきた小規模な発表活動の場としての機能を継承します。

¹ 平土間：固定席を置かず、床が平らになっている空間（フラットスペース）のこと。

エ エントランスロビー 【鑑賞】【交流】【発信】【活動】

- 催事の有無にかかわらず、市民等が気軽に訪れ、待ち合わせや休憩など、居心地良く過ごすことのできる日常的な滞在の場とします。
- 市民が気軽に活動できる場としても活用し、日常的に活動の様子が感じられる、にぎわいのある空間を目指します。
- 施設内の催事や文化芸術活動に関する情報に加え、市内の観光や文化、まちの魅力等に関する情報を発信する機能を持たせ、市内外からの来館者が旭川の様々な情報に触れられる場とします。
- コンベンション等での利用時には、関連する展示や情報発信、参加者への案内等にも活用できるなど、催事の内容に応じた柔軟な空間利用を図ります。
- 市民による活動や展示、情報発信等を通じて、文化芸術に触れる機会を創出し、文化芸術活動の普及・啓発につなげます。
- 授乳やおむつ替え等に対応する親子休憩室や、子どもが過ごせるキッズスペースなど、性別を問わず、親子が安心して利用できる空間を設けます。
- 諸室へ移動する際に始点となる場所であることから、各諸室の場所が一見して分かりやすいものとなるよう、配置や動線設定・案内表示等に配慮します。

オ ギャラリー（展示室） 【活動】【発信】

- 文化会館の展示室と同様、600 m²程度の規模として整備します。現在、旭川市内の公共施設として美術作品等の展示会場機能を提供する市民ギャラリーが約 100 m²と小規模な発表会にのみ対応した規模であり、道北圏全体を参加対象とする展示発表会等に必要な規模を有する会場が、旭川市内においては文化会館の展示室のみであるためです。
- 展示室はコンベンションに際して企業展示等の場として重要な機能であることに加え、広い面積を有する空間として、展示以外の様々な活動でも利用が想定されることから、一つの空間を区切って規模に可変性を持たせ、柔軟に使用できるようにするとともに、複数の入口を設けるなどして、各区分において別の催しを同時に開催できるよう整備します。
- 展示室を用いる活動には、何気なく訪れた市民等に対し視覚的に訴求する効果が重要と見込まれることから、来館者の目に止まりやすい配置となるよう配慮します。
- 書道や絵画など、大型の美術作品を展示する際には一定の高さが必要となり、また照明設備等も必要となることから、これらを整備するとともに、各種活動や展示に際しての式典開催等も可能となるよう、仮設舞台や音響設備の設置についても想定します。

カ 会議室 【活動】【交流】

- 会議、研修、講演会、各種集会等に対応するとともに、様々な規模の催事やコンベンション等にも活用できるよう整備します。
- 利用人数や用途に応じて室の規模を変更できるよう、分割・一体利用など規模に可変性を持たせ、柔軟な利用が可能となるよう整備します。
- 一部の会議室については、ホールを使った催事において、一時的に多数の出演者が来館し、楽屋が不足する場合にも対応できるよう、楽屋・控室として利用可能な動線及び設えを備えるよう整備します。
- 室数については、文化会館における諸室の稼働状況を踏まえ、現室数をベースとしつつ、施設全体の面積・配置等を踏まえて調整します。

キ 活動室 【活動】【発信】

- 文化ホールに付随する諸室として、音楽やダンスをはじめ、市民による様々な文化・芸術活動や日常的な活動に使用できるよう整備します。
- 様々な活動への対応を想定し、和室やスタジオなど、特定の活動に必要な機能・設えを備えた諸室を整備します。
- 和室やスタジオ等についても、日常的な各種活動にも対応できるよう、多用途性を踏まえて整備します。
- 室数や規模については、文化会館における諸室の稼働状況を踏まえ、施設全体の面積・配置等を踏まえて調整します。

ク 事務室 【発信】【活動】

- 施設の管理・運営を担う事務室を設けるとともに、一般来館者や施設利用者からの相談に対応できる窓口機能を備えます。
- 文化芸術活動に関する相談や情報提供等を行い、市民の文化芸術活動を支援する情報発信・相談の拠点としての機能を持たせます。
- 催事を主催するスタッフが安全かつ円滑に施設を利用・運営できるよう、事務室と各諸室との関係や、管理・運営上の動線等に配慮した配置とします。

ケ 管理運営の詳細検討時に決定する機能

- 調理スペース、サポーターズルーム²、飲食店・売店等については、一定の需要が見込まれるものの、施設の運営形態や、隣接する市役所総合庁舎の状況等次第でその必要性が大きく変化すると見込まれることから、設置の有無や具体的な規模・仕様等については、施設全体の計画や運営体制等を踏まえ、今後の管理運営に関する詳細な検討の中で決定します。

² サポーターズルーム：施設運営に関わる市民団体等の活動に使用される室のこと。

コ その他

- 諸室周辺のスペース等の共用部については、エントランスロビーやホワイエと同様、移動や活動を妨げない範囲で心地良く滞在できる空間となるよう配慮し、コンベンションや会議前後のコミュニケーションの場などとして、活動での利用しやすさにも寄与することを目指します。

サ 屋外スペース

- 来館者や出演者等が安全かつスムーズに入退館できるよう、また、総合庁舎への来庁者の動線を妨げることがないよう、大型バスの乗降場所、一般車両の車寄せ、障がいのある方のための駐車スペースなど、建物周辺の環境についても配慮します。
- 一般来館者向け駐車場については、文化会館の閉館・解体後、その跡地への整備を念頭に検討します。必要な駐車台数や配置については、市役所来庁者用の駐車場や近隣の民間駐車場の状況も踏まえ、別途整理します。
- 搬出入スペース及び主催者用駐車スペースについては、各施設・機能の規模や利用形態を踏まえ、必要な規模・台数の車両が停車でき、安全かつ円滑に搬出入や入退館が行えるよう検討します。

(2) 動線計画

- 各室は、独立した利用が可能となるよう計画し、利用者等の動線が不要に交錯しないよう配慮します。一方、コンベンション等の大規模な催事に際しては、複数の室を連携して利用することも想定し、相互の行き来や一体的な運用が可能な配置・動線とします。
- ピアノや各種備品等については、複数の機能間で共有することが想定されるため、物品庫等の配置や動線については、各機能からアクセスしやすく、効率的な移動が可能となるよう配慮します。
- リハーサルホールや活動室などの一部の諸室については、本来の用途に加え、本番会場としての利用や、控室等としての利用等も想定します。そのため、一般来館者と主催者・出演者等それぞれの円滑な動線に配慮するとともに、利用形態に応じて動線を分離・制限できる設えとします。
また、これらの諸室が施設構成上、エントランスから見て奥側に配置される場合にも、複数用途への対応によって使い勝手が損なわれることのないよう、分かりやすい配置・動線とします。
- 各諸室への搬出入動線については、スムーズかつ安全に利用できるよう、可能な限り混線しない形で設定に配慮します。

（３）情報通信環境等への配慮

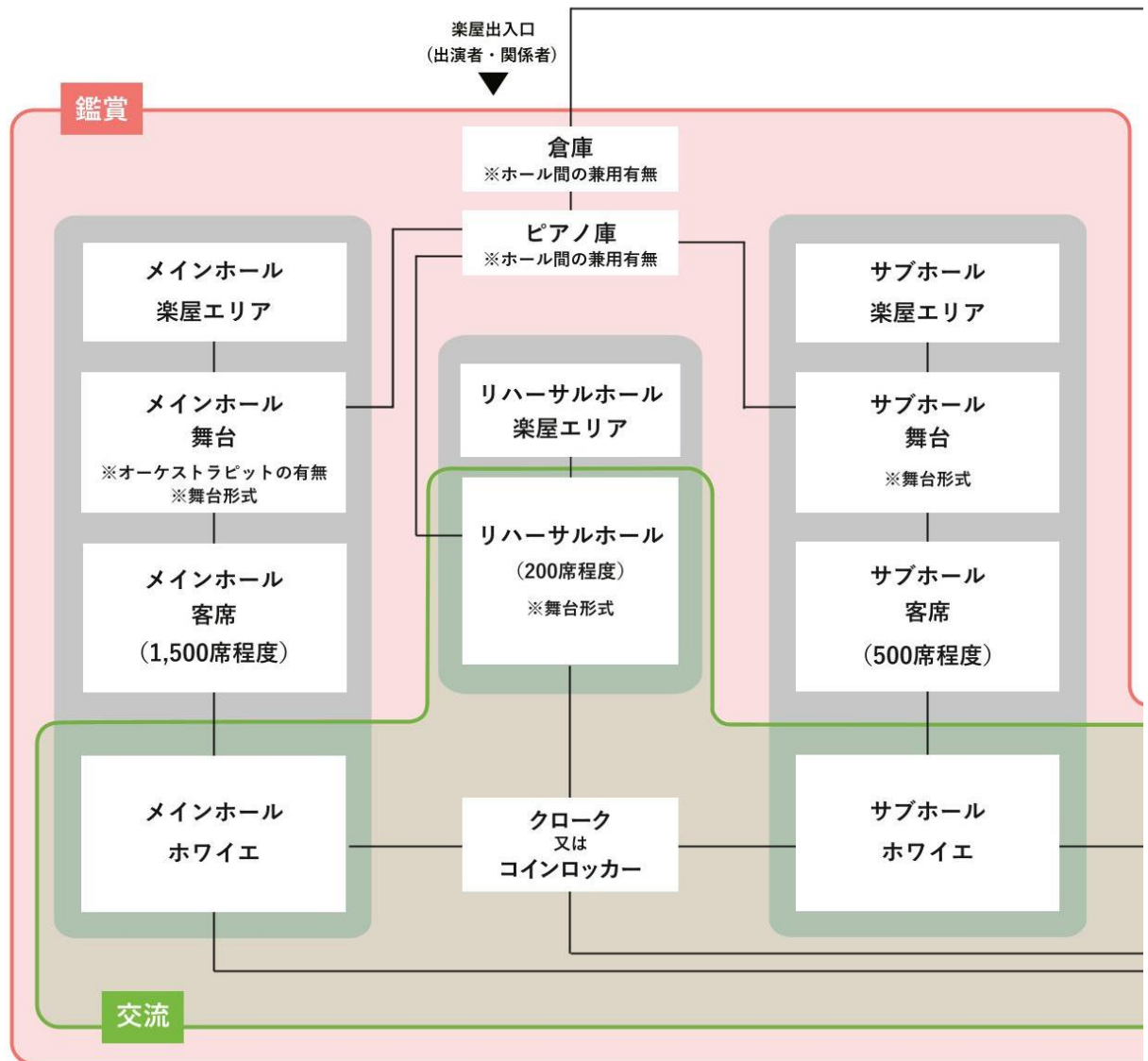
施設利用者が様々な催事で施設を利用できるよう、また一般来館者が心地良く滞在できるよう、情報通信環境の整備等に配慮します。あわせて、コンベンション等の大規模な催事における複数のホール・諸室の連携利用や、館内外への情報発信の充実など、多様な活用の可能性を見据えた環境整備を検討します。なお、情報通信技術や関連設備は日々更新されることから、設計等に際しては最新の状況を確認した上で、適切な設備等を選定します。

（４）代表的な室と機能の関係性

（１）～（３）において想定した代表的な室と機能・動線について、それぞれの関係性を図示します。

施設の基本的な機能である「鑑賞」「活動」「交流」「発信」と各室との対応関係を見ると、それぞれの機能は相互に重なり合い、特にエントランスロビーには、これらすべての機能が重なります。一室一機能とするのではなく、各諸室や機能が相互に関連し、多様な活動や利用へと展開できる施設を目指します。

<代表的な室と機能の関係性>



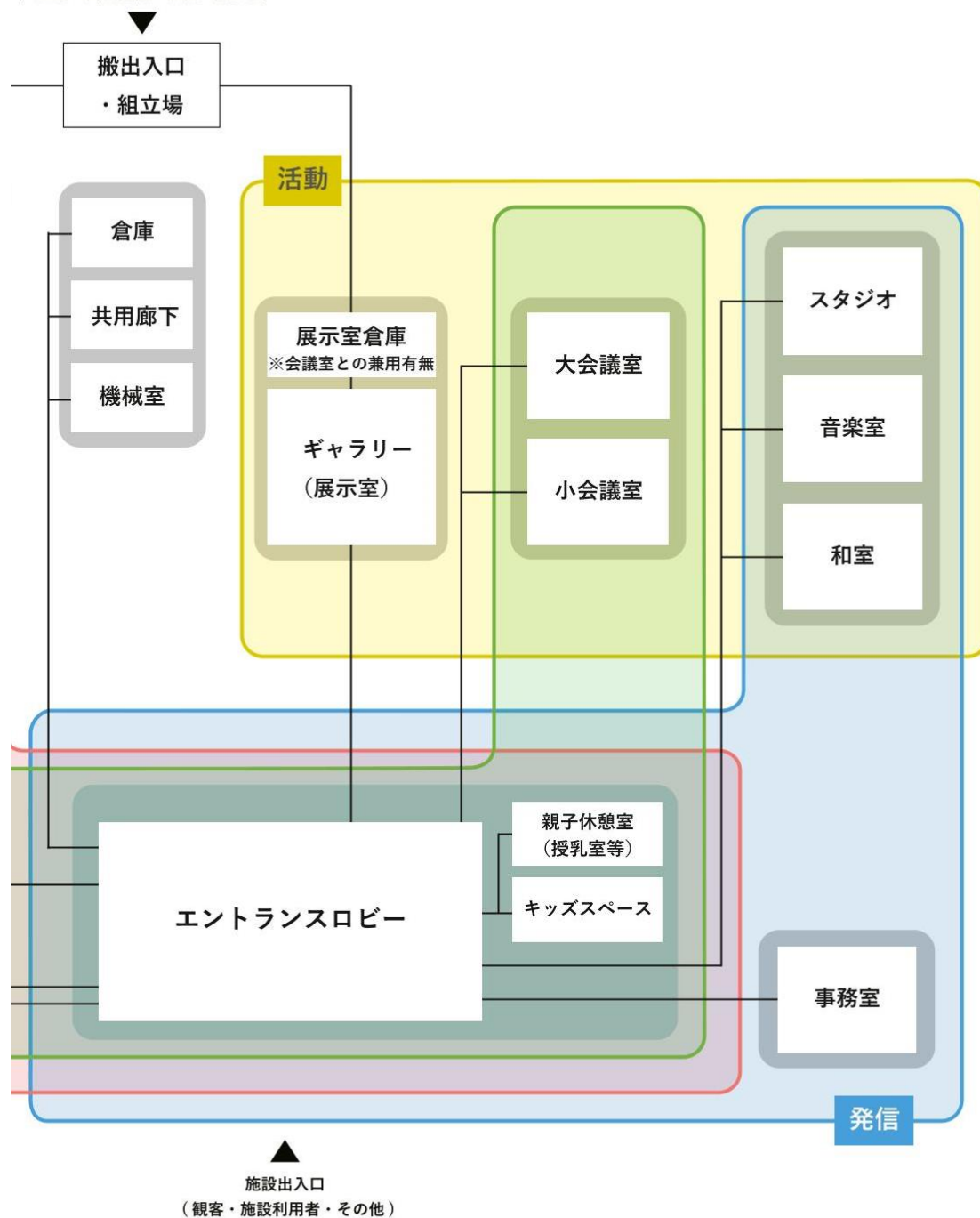
——— 各機能で関連性が高いことを示す（動線が必要）

※ 今後検討を行う機能

今後の検討事項

・ サポーターズルーム ・ 調理スペース ・ 飲食機能

バックヤード搬出入口
(大道具・舞台設備・衣裳・展示他)



5 今後の整備計画

(1) 整備手法

本事業は、「旭川市 PPP/PFI 手法導入優先的検討の基本方針」に定める優先的検討の対象事業に該当（事業費 10 億円以上の施設整備）するため、今後、当該方針に基づき整備手法を検討します。

以下に代表的な手法を示します。

ア 従来方式

設計・施工・管理運営といった業務を個別に発注する方式のこと。

イ 設計・施工一括発注方式

設計と施工を一括して発注する DB（デザインビルド）方式や、管理運営まで含める DBO（デザインビルドオペレーション）方式などがある。

ウ 民間活力の活用

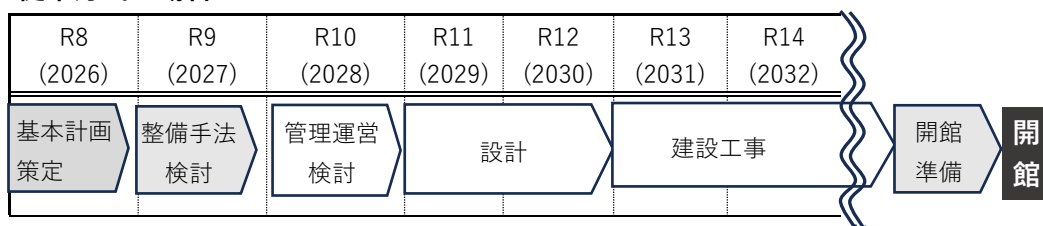
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方法のこと。PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）等、様々な手法がある。

(2) 想定スケジュール

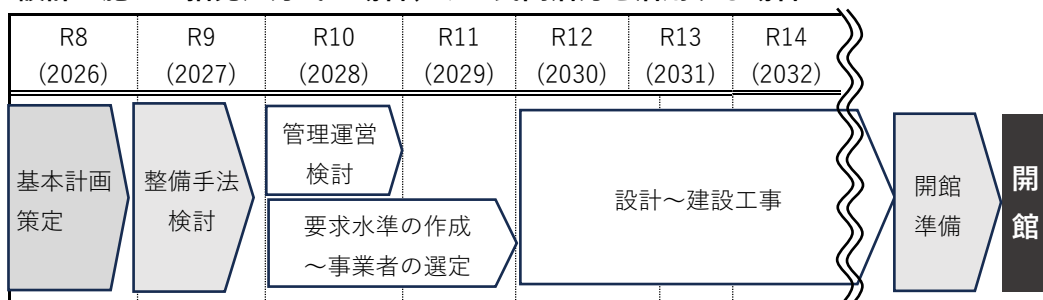
現状において、基本計画を策定した後、令和 9 年度に整備手法についての検討を行うことを想定しており、決定した手法によってスケジュールは変わるものと想定されることから、以下に示すものはあくまで一例となります。

また、市や他の公的機関等が行う大型公共事業スケジュールとの兼ね合いや、工事期間の長期化など、周辺状況の影響等により、必要な工期等も変更となる可能性があります。

ア 従来方式の場合



イ 設計・施工一括発注方式の場合、ウ 民間活力を活用する場合



(3) 概算整備費

「4 (1) 基本的な室と機能の構成」に示した想定延床面積(約 14,500 m²)に対し、近年整備された類似施設の整備費を参考に設定(国土交通省が公表する最新の建築工事費デフレーター指数(令和7年度数値)により補正)した1平米あたりの想定単価を乗じて算出した概算整備費として、約180億円と想定します。

なお、施設整備に際しては、上記のほかに設計費、舞台関連工事費、外構整備等の関連工事費、工事監理費、備品購入費、現施設の解体費等が必要となります。

これらの費用は、昨今の工事費等の急激な上昇傾向から、発注時期には更に上昇する可能性が想定されることから、国の補助金・交付金のほか、元利償還金に対する交付税措置のある起債の活用など、財政負担の軽減と平準化に努めます。